

令和2年 第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和2年2月25日(火)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時00分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 4 時54分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 16名		欠席委員 2名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	欠員	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	出席	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
	11	斉藤 喜作	〃					

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会 長 委員の皆様ご苦労様です。
現在の出席農業委員11人、欠席委員0人です。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第2回農業委員会
を開会いたします。

会 長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議 長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、1番高橋委員、2番林委員を指名します。

議長 日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1から3番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の譲受人は、平成31年2月に農産物の生産、加工、販売事業を主体として設立された法人です。

譲渡人は、昨年5月に夫が亡くなり申請地を相続されましたが、現在、自身では農業経営を行っていないとのこと。このため、経営規模拡大を図りたい譲受人に相談したところ、話しがまとまったことから申請に至りました。

2月14日に現地調査を行った結果、梅が植えられており、農地として適正に管理されていました。

農地法第3条の許可要件につきましては、譲受人の法人は、農地所有適格法人の要件を備えております。

全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地はなく、貸付農地もないことから申請地を譲り受けてもこれまでと同様、支障なく耕作が可能と考えます。

また、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えられることから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の許可基準を満たしているものと考えます。

2番の譲受人は、平成30年4月にアロエベラ、ベビーアロエ等の生産、加工を行うため、坂戸市で設立された法人です。平成30年6月から申請地を利用権により賃借し、昨年10月に毛呂山町地内の農地について、農地法第3条の許可を受け、現在、3,459㎡を所得、1,287㎡を賃借しています。

譲受人は、高齢で後継者もないことから譲受人に貸している申請地を譲り渡すことになりました。

2月14日に現地調査を行った結果、申請地の一部に枯草が残っていたため、刈り取り指導を行ったところ、本日、刈り取ったむねの連絡がありました。また、関連する毛呂山町地内の農地の現地調査を行った結果、賃借した農地は、一部に柿の木が植わっていましたが適正に管理されていました。取得した農地では、草刈り等が行われ新たに建てられたビニールハウス内では、アロエの栽培が始まっていました。

農地法第3条の許可要件につきましては、譲受人の法人は、農地所有適格法人の要件を備えております。全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地はなく、また、貸付け農地もありません。このため、申請地を取得しても従来と同様耕作は可能であるとともに、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の許可基準を満たしているものと考えます。

3番の譲受人は、入西土地改良区内 5,900㎡で水稻を作付けしています。譲渡人は、高齢で農業経営が困難なことから申請地を譲渡すこととなりました。2月14

日に現地調査を行った結果、農地として適正に管理されておりました。

農地法第3条の許可要件の全部耕作については、所有する農地に違反や非農地はなく、また、貸付け農地もありません。このため、申請地を取得しても従来と同様耕作は可能であるとともに、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の許可基準を満たしているものと考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区 高橋農業委員、2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員、3番 入西地区山崎推進委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席1番 1番の申請地には梅が植わっており下草刈り等の管理はされております。申請地の隣接には譲受法人の堆肥場があります。この周辺は集落から離れており、臭い等の心配がなく堆肥場には適していることから申請地についても梅の木を伐根し堆肥場等として利用するものと思われれます。小委員会では、譲受法人は、周辺地域において大規模に農業経営を行っている担い手であることから農地の移転については問題ないとの意見でしたのでご審議をよろしくをお願いします。

議席13番 2番の申請は利用権設定がされている土地を購入するもので、2月20日に現地確認を行った結果、ハウス内では、アロエが植えられ、きちんと管理されておりました。なお、申請地は市街化区域に隣接していることから売買単価が高く、採算が合うのか懸念はありますが、農地は適正に管理されておりますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席17番 3番の譲受人は、入西地区で水稻を6町ほど作付けする担い手で、兄弟で農業経営を行っております。申請地は数年来、譲受人が借受け耕作してきた農地であり、譲受人が取得しても耕作には何ら支障がないものと考えますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席18番 2番は、借受け地を買いうける案件との説明がありましたが、過去の実績について説明をお願いします。

事務局 平成30年6月に利用権設定しアロエ栽培を行っておりますが、現時点での農業収入は0円で、来年以降販売を始め、売り上げを伸ばしていく計画となっております。営農計画書では、平成30年及び令和元年度の農業収入は0円、令和2年116万円、3年550万円、4年960万円の収入を見込んでおります。令和2年からアロエを販売していく計画となっており、所得ベースで見ますと、令和2年までは、赤字ですが令和3年は160万円、4年は478万円を見込んでおります。

議題18番 自作地34.59aは毛呂山町の農地か。

事務局 昨年10月に許可を受けた毛呂山町の農地です。本件の譲受人は法人であるため、農地所有適格化法人の要件を満たせば農地を取得することができ、提出書類によると要件を満たしているため本申請に至りました。

議席 2 番 個人的な意見ですが、当該法人は従業員 8 人で、その内役員が 2 名でそれぞれの農業従事日数が 150 日と 100 日で要件は満たしていますが、他の従業員の従事日数は 50 日となっています。また、役員 2 名はいずれも高齢（78 才、70 才）ですが、代表者は健康食品会社の役員を兼務していることもあり、そちらから資金援助があるのか、数年赤字経営となっているうえに、毛呂山町に続き坂戸市でも農地を取得する状況であります。このことから、毛呂山町で許可していること及び農地所有適格化法人の要件を満たしている以上許可は認めざるを得ないと思いますが、今後の動向には注意が必要であると考えます。

また、販売するまでにアロエは何年位かかるのか。これと関連し広い土地に小さいハウスが 1 棟という現状がどうなのか判断が難しい部分があります。

議席 18 番 適格化法人資格を取得したのはいつか。

事務局 適格化法人については、認定制度ではなく、申請時に要件を満たせば農地所有適格化法人として認められるものです。法人については、その状況を注視する必要があるため、毎年経営状況の報告が義務付けられていますので、疑義がある場合、その都度指導を行ってまいりたいと考えております。

議 長 それでは採決を行います。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号は、許可と決定いたします。

議 長 日程第 3 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し議題といたします。

はじめに 1 から 4 番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番について説明します。譲受人夫婦は、毛呂山町の住宅に両親と 4 人で同居していますが、生活時間の違いや駐車スペースが不足することから 2 世帯住宅を建築する相談をしていたところ弟夫婦も現在の住まいに不便を感じており、同居を希望したことから 3 世帯住宅を計画するに至りました。

申請地の選定理由は、3 世帯住宅が建築できる敷地面積、車 6 台分の駐車スペースが確保できること及び通勤時間が現在より短縮できることです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置してため、第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資金については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番について説明します。譲受人は、につきい花みず木のアパートに妻と子の 3 人で住んでおります。子供が成長し手狭になったため住宅の建築を計画されました。

申請地の選定理由は、戸宮に妻の実家があり行き来が容易であること、申請地の近くに妻の友人がいること、川越市の勤務先までの通勤時間が 15 分ほど短縮できること及

び車3台分の駐車スペースが確保できることです。

現地確認の結果、隣地の住宅建築による資材や砂利などが申請地に置かれていたことから撤去指導を行いました。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置してため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資金については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番について説明します。この申請は、12月の計画変更の承認後の農転申請です。

譲受人は、妻と子の3人で鶴ヶ島市のアパート住んでいますが、子供が生まれ生活用品が多くなり手狭になったことから自己用住宅建築を計画されました。

申請地の選定理由は、都幾川の勤務地までの勤務時間が約24分短縮できること、商業施設等が近くにあり生活しやすいこと及び車3台分の駐車スペースが確保できることです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資金については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番について説明します。譲受人は、妻と子の3人で川越市のアパートに住んでいますが、子供が生まれ生活用品が多くなり手狭になったことから住宅の建築を計画されました。

申請地の選定理由は、申請地が妻の父親から土地を譲受け住宅建築するもので、実家に近くお互いに協力して生活ができること、車3台分の駐車スペースが確保できることです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置してため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資金については、自己資金と融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区齊藤推進委員 2番 勝呂地区小島委員 3番 入西地区齊藤委員 4番 大家地区市川委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席16番 1番の案件は、先月ご審議いただいた土地の隣地になります。譲渡人は、夫婦で農業に従事しており、現地確認を行いました申請地は農地として適正に管

理されておりました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議席 9 番 現地確認を行った結果、入口部分に砂利が敷いてありましたので撤去指導を行ったとのことです。今回の申請地は、3区画分譲地の最後の区画で先月審議いただいた土地の隣接地であることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議席 11 番 3番の案件については、昨年12月の計画変更の承認後、今回の申請に至ったもので、当初昭和49年の分家住宅を建築する目的で農地転用の許可を受けましたが、住宅を建築せず今日に至ったものであります。申請地の周辺の多くの農地は自己用住宅に転用されており、今回の転用により周辺農地の営農に支障をきたす恐れはないと考えられることから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 次に、5番、6番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

5番について説明します。12月に審議していただきました学校法人の敷地拡張の再申請ですが、前回は水路用地の付け替えを坂戸市と協議中であり、同意に関する書類が提出されていないことから不許可相当とし県に進達しました。

その後、付け替えは困難であるとの回答が市からあったことから、申請を取り下げました。今回の申請では、水路部分は敷地拡張の対象地に含めずに農地部分のみを転用するもので、水路部分については、占用許可を取り対応することによって、占用許可通知書の写しが提出されております。既存のグラウンドは、体育の授業や野球部・サッカー部の部活動で使用しておりますが、敷地が狭く、サッカーコートと野球場が一部重複している状況であること、投球練習用のブルペンを設けることができないことから、グラウンドに隣接する申請地を取得し敷地拡張を行い、ブルペン及びサブグラウンドを整備するとともに、試合練習時に来訪する他校の生徒送迎用バスや応援等で来場する保護者の駐車スペースが不足するため、駐車場も併せて拡張するものです。

申請地の選定理由は、申請地は既存のグラウンド・駐車場に隣接しており一体利用が可能であることです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市長が定める農業振興整備計画において、農用地区域として定められた区域内農地でしたが、10月2日付告示により農用地区域から除外されました。

なお、除外後の農地区分は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第一種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第一種農地の不許可の例外の既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

6番について説明します。譲受人は、昨年8月に農地転用許可を受け申請地付近に住宅を建築しましたが、ゴミ集積所が近くに無いため、申請地をゴミ集積場に転用するものです。

申請地の選定理由は、自宅の近くにあり所有者から同意を得られたことによることです。現場確認の結果、布等がありましたので、撤去するよう指導しました。

農地転用許可基準の立地基準では、水道管、下水道管又はガス管のうち2種以上が埋設されている道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が存在する場合、第3種農地と判断されます。

申請地は、東側の市道に給水管及びガス管が埋設され接続が可能となっており、かつ500m以内に県立坂戸高校、片柳小学校さらに松野記念クリニックがあり、教育施設と医療施設が2つ以上あることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。
(担当委員挙手)

5番 勝呂地区小島委員 6番 坂戸地区松永委員お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 5番の申請は、グラウンドの敷地拡張であり、周辺部の農地では遊休農地となっていることから周辺農地の営農に支障を生ずる恐れはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

事務局 5番の案件の補足説明をさせていただきます。本件は、12月に一度ご審議いただきましたが、その際は、敷地内に市の水路がありその付け替えについて市の同意が得られていないため取り下げとなりましたが、付け替えには議会の同意が必要となり、譲受人としては、なるべく早くグラウンドとして使用したい意向であり、対象の水路が活用されていないことから、水路の一部を通路として占用する方法での今回の申請に至ったもので、占用に係る同意書が添付されていたため申請書を受理しました。

議席10番 6番の申請地は、北坂戸団地に隣接する第3種農地で、周辺部には、農地転用による住宅が建築されており、共同ゴミ置場の設置が必要となったことから、本申請に至ったものです。転用により周辺農地の営農に支障を生ずる恐れはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席2番 水路の一部を占用するとの説明があったがその内容は。

事務局 今回の計画では、水路を挟んだ申請地に盛土をするため、水路部分が低くなりますので、その部分に橋をかけ横断できるようにしますが、この橋の部分の使用について占用許可を取ってもらうこととなります。

議席 11 番 水路については現在使用していないとのことですので、払下げ対応ができないか。

事務局 払下げも可能であるが対価が伴うため、今は占用による対応とし将来的には払下げも検討することとなるものと考えています。

議席 6 番 グランドとしての効率的な利用を考えると、水路部分を払下げ、一体として活用した方が良いと思うが。

事務局 水路の払下げをうけるためには議会の議決を要し時間がかかります。譲受法人としては、サッカー部と野球部がグラウンドを重複利用している状況は非常に危険であること、他校との練習試合の際には、駐車場内に車が駐車できず近隣や通行車両に迷惑をかけている状況を早急に解消する必要があることから、緊急避難的にグラウンド拡張計画を作成し申請に及んだものであります。

議席 14 番 譲渡人が 3 名であり、駐車場部分の所有者が 1 名、水路を挟んでの所有者が別であれば、3 件で申請すればこのような問題は生じなかったのでは。

事務局 法的には別々に申請することも可能かもしれませんが、今回の申請がグラウンドの敷地拡張であり、駐車場もグラウンドの一体的な施設であることから 1 件の申請として受理しました。

議選 17 番 申請地の東側に田があるようだが、申請地内の水路が利用できなくなっても問題はないのか。

事務局 サブグラウンドの東脇から県道まで、また既存グラウンドの北側にも約幅 1 m のコンクリート水路が整備されているため今回の転用により営農に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

議 長 それでは採決を行います。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 5 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第 4 議案第 6 号 農地法 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

当初の事業計画者は、自己用住宅建築のため昭和 43 年 10 月に農地法第 5 条の許可を受け、許可後に所有権を取得しました。その後、当初事業計画者が亡くなったため理由は不明ですが、住宅を建築することなく、息子さんが申請地を相続されました。

承継者は、昭和 59 年に現在地で自動車整備工場を開業し、整備・修理・塗装等車に関する事業を行っています。車検等の依頼が多くなり、車を駐車・保管するスペースの確保が難しいことから申請地を駐車スペースとする計画をたてました。

申請地の選定理由は、工場から約 500m と近く車の管理が容易であり、また、車や人通りが少なく交通・安全面が確保できることです。

現地確認の結果、申請地の一部にコンテナがありましたが、農器具の保管場所として利用しているとのこと、この件については、申請地は過去に転用許可を取っており、農地として管理しなければならないとは言えないため、コンテナがあることは問

題ないと考えております。

農地転用許可の立地基準では、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水は、地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上にことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。
(担当委員挙手)
勝呂地区 森田推進委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席19番 当初の事業計画者は、申請地に自己用住宅を建築しそこに住む予定でしたが、事情により横浜市に居をかまえ10年前に亡くなったとのことです。その後、息子さんが相続しましたが、特に利用することもなかったため、叔父にあたる承継者が自動車修理工場の駐車場として使用したいとの申し出があったため申請に至ったものであり、小委員会では、承認は妥当との意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。
議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第6号は、承認相当と決定いたします。

議長 日程第5 議案第7号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 令和2年2月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。
今月の申し出は、新規分が24件、34筆、面積37,700㎡で、その内、一般分は、21件、29筆、33,169㎡、農地中間管理事業分は、3件、5筆、3,223㎡です。
2月1日設定後の利用権集積面積は、2,559,865.20㎡で、今回設定する面積、37,770㎡、合意解約した面積が4,172㎡ですので、3月1日設定後の利用集積面積は、2,593,463.2㎡となります。
次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。
(質疑なしの声)

- 議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第7号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
- 議 長 全員一致と認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。
- 議 長 日程第6 議案第8号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し議題といたします。
事務局より説明してください。
- 事務局 配分計画により貸付けを受ける者は、紺屋と小沼の2法人です。紺屋の法人は、606筆、468,913.56㎡、小沼の法人は、266筆、247,302㎡を借受けるもので、終期はいずれも令和12年3月30日となっております。詳細につきましては、資料のとおりで、これに対し坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いします。
- 議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第8号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
- 議 長 全員一致と認めます。
よって、議案第8号は、意見なしと決定し坂戸市長に回答いたします。
- 議 長 日程第7 議案第9号 坂戸農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程し、議題といたします。
始めに、ア・農用地区域からの除外案件について事務局より説明してください。
- 事務局 1番の事業計画者は、作付けしているコメが農協のカントリーエレベーターで取り扱っていない品種のため、今までは、法人代表者が所有する乾燥機で対応していましたが、作付面積が増え処理能力に不足が生じており、これを解決するため、申請地に新たに乾燥機3台等を設置するための農業用倉庫の建築を計画したものです。
申請地の選定理由は、乾燥機のほか、もみ殻の一時保管、農業用機械の保管及び作業スペースが確保でき、近隣に迷惑をかけないように考慮したところ、農振農用地である申請地以外に適地が確保できなかったためです。
申請地は、建築要件を満たす道路に面していないため、申請地南側の市道を接道とするため、敷地を旗竿状に計画しております。2月7日に市農業振興課、都市計画課及び川越農林振興センター職員で現地調査を行いました。特に指摘はありませんでした。
なお、除外後の農地転用許可基準の立地基準は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第1種農地に該当すると考えられますが、事業の目的が不許可の例外を規定している農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する施設に該当すると考えられます。
また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内処理となっており、周辺農地の営農に支障を生じるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2番の事業計画者は、昭和48年に設立された土木及び上下水道工事等の事業を行う法人で、会社から200mほど離れた場所に資材置場がありましたが、この土地が農地であることが判明したことから、これを是正したことにより資材置場に不足が生じ、業務に支障をきたしていることから、会社脇の資材置場の敷地拡張を計画しました。

申請地の選定理由は、他の土地は、会社から遠く、工事用車両の進入ができないなど立地条件が合わず断念しましたが、申請地は会社脇の既存の資材置場に隣接しているため、作業効率が良いなど条件に合ったことです。

2月7日に市農業振興課、都市計画課及び川越農林振興センター職員で現地調査を行ったところ、特に指摘はありませんでした。

なお、除外後の農地転用許可基準の立地基準は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第1種農地に該当すると考えられますが、事業の目的が敷地拡張であり、既存の資材置場面積544㎡の1/2以内の270㎡であることから、不許可の例外を規定している農地法施行規則第35条第5号に規定する既存施設の拡張に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は砂利敷で地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生じるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。
(担当委員挙手)

1番 三芳野地区 高橋委員 2番 入西地区 山崎推進委員お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席1番 1番の法人は、30穀の乾燥機3台で乾燥を行っていましたが、耕作面積の拡大に伴い対応が困難となったことから、70穀の乾燥機3台を設置するとともに他の機械等の保管等も考慮し、あらたに農業用倉庫を建設するもので従来の倉庫では建設面積が不足することから申請地を転用するものです。ご審議をよろしく願います。

議席17番 父親が亡くなり土地を相続したところ、資材置場が農地となっていることが判明したため是正し農地に戻した結果、資材置場が不足することとなったため申請地を資材置場として転用するもので、北側が田となっていることから耕作に支障がないよう転用を行うよう注意しておきました。ご審議をよろしく願います。

議長 農振除外に関する説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは次に、イ、農用地区域への編入案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

対象地は萱方及び厚川地区の水田で、合計 147 筆、99,570 m²、編入理由は、農業上の利用の確保であり、令和 2 年 1 月 31 日に農業振興地域へ区域変更をしています。

編入への経緯につきましては、平成 30 年 8 月に再ほ場整備に係る説明会を開催、終了後アンケート調査を実施した結果、対象 50 件に対し 40 件の回答があり、賛成が 42%、どちらでも良いが 58%、反対はゼロであったため、8 月 15 日に再ほ場整備に関する提言書が市に提出されました。さらに、10 月には、大家五号堰水利組合員に 12 月には当該地区内の農地所有者を対象に提言書の内容等に関する説明会を開催しました。その後、対象者に再ほ場整備の前提条件となる農用地区域への編入に係る同意を求めたところ 48 世帯中 47 世帯から同意が得られたため、平成 31 年 3 月に埼玉県対し農業振興地域への編入要請を行いました。これを受け、県では令和元年 11 月に県の国土利用審議会での審議の結果、農業振興地域への編入が認められました。今回は、農業振興区域から農振農用地への編入手続きの一環として、農業委員会に意見を求められたものです。

農振農用地への編入が認められると、埼玉県農林公社による再ほ場整備に係る測量等が始まり、その後具体的な計画が決定していくこととなります。

議長 事務局の説明が終わりました。地元説明会には、市川委員も出席しておりますので、補足説明をお願いします。

議席 3 番 8 月と 10 月の説明会に農業委員として出席いたしました。説明の中で、整備に係る負担金はないが、道路拡幅及び水路整備に際し土地の提供がある旨の説明があり、多少の反対意見もありましたが最終的にはアンケートを取った結果、農地が使いやすくなるのであればやむを得ないであろうとの意見が多数となりました。農道が広がり農作業車のすれちがいができ、水が入りやすくなり、農地の使い勝手が良くなるための整備であれば進めてもらいたいと考えております。

議長 農用地区域への編入に関する説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席 14 番 編入区域図の一部に、白く抜けているところがあるが。

事務局 2ヶ所白抜きの部分がありますが、これはポンプ場等の施設で農地ではなくなっているため除外となっているものです。

議席 17 番 整備計画のスケジュール及び減歩率はどのくらいか。

事務局 具体的な整備計画は聞いておりませんが、測量後、一般的には 3 年程度の整備計画となるようです。また、減歩はありませんが、道路拡幅及び水路整備に際しの用地の無償提供はあります。

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 9 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について、ア・農用地からの除外案件については、やむを得ない、イ・農用地区域への編入案件については、適当であると決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号に対する意見は、ア・農用地からの除外案件については、やむ

を得ない、イ・農用地区域への編入案件については、適当であると決定し、坂戸市長へ回答いたします。

議 長 日程第8 議案第10号 農地利用最適化推進委員の選任についてを上程し議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 12月の委員会で前任者の退任に伴い、後任者の公募を行う旨の決議を受け、公募を行ったところ、応募者は0件、推薦は、1件でした。対象者については、資料のとおりです。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、本案件についてお諮りします。
農地利用最適化推進委員に、別紙資料対象者を選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、別紙対象者を選任することに決定しました。なお、農地利用最適化推進委員の委嘱については、次回の農業委員会開会前に委嘱状を交付し、引き続き委員会に出席していただく予定です。

議 長 日程第9 新規就農支援申込書に対する意見についてを協議事項といたします。
事務局より説明してください。

事務局 新規就農支援申込書の内容について坂戸市長より意見を求められたので、ご協議をお願いします。

(詳細について、別紙資料により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(質問なしの声)

議 長 質問がないようですので、新規就農支援申込書に対する意見については、いかがいたしましょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見が無いようですので、新規就農支援申込書に対する意見については、意見なしとして坂戸市長に回答します。

議 長 日程第10 報告第2号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 続きまして、日程第11 報告第3号農地法第5条第1項第8号に係る事業計画について、事務局より説明してください。

事務局 許可不要案件に係る事業計画について説明いたします。

【資料により説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

(なしの声)

議 長 以上で、令和2年第2回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年2月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員